

札幌市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例案

令和6年(2024年)11月28日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

札幌市自転車等駐車場条例(平成17年条例第25号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第8条第2項中「いう」の次に「。以下同じ」を加える。
- (2) 第15条第3項中「それぞれ」を削り、同項第1号中「2,000円」を「3,000円」に改め、同項第2号中「4,000円」を「5,000円」に改める。
- (3) 第17条第1項を次のように改める。

前条第2項の承認の申請をしようとする者は、別表3に掲げる額の料金(以下「冬期保管料」という。)を納付しなければならない。

- (4) 第19条第3項中「第17条の規定による冬期保管料及び別表2の規定による駐車料金」を「別表2の規定による駐車料金及び別表3の規定による冬期保管料」に改める。

「

1,500円	3,000円
4,100円	8,200円
9,000円	18,000円
1,000円	2,000円
2,700円	5,400円
6,000円	12,000円
1,000円	2,000円
2,700円	5,400円
6,000円	12,000円

- (5) 別表2 定期利用の項中

を

700 円	1,400 円
1,900 円	3,800 円
4,200 円	8,400 円

」

「

1,700 円	3,400 円
4,600 円	9,200 円
10,200 円	20,400 円
1,200 円	2,400 円
3,300 円	6,600 円
7,200 円	14,400 円
1,200 円	2,400 円
3,300 円	6,600 円
7,200 円	14,400 円
800 円	1,600 円
2,200 円	4,400 円
4,800 円	9,600 円

に改める。

」

(6) 別表 2 の次に次の 1 表を加える。

別表 3

区分	単位	自転車	原動機付自転車及び小型自動二輪車
有料駐車場	1 台につき	2,300 円	4,600 円
無料駐車場	1 台につき	2,000 円	4,000 円

備考 第 16 条第 2 項の承認の申請及び第 6 条第 1 項の承認（別表 2 に規定するシーズンの区分によるものに限る。）の申請を同時にする場合の冬期保管料の額は、この表に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 3 月 18 日（以下「施行日」という。）から施行する。

ただし、第15条第3項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第15条第3項の規定は、同項の改正規定の施行の日以後に移動した札幌市自転車等駐車場条例（以下「条例」という。）第2条第4号に規定する自転車等に関し徴収する費用について適用し、同日前に移動した同号に規定する自転車等に関し徴収する費用については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第17条第1項及び別表3の規定は、施行日以後の条例第16条第2項の承認に係る条例第17条第1項に規定する冬期保管料について適用し、施行日前の当該承認に係る同項に規定する冬期保管料については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表2定期利用の項の規定は、施行日以後の条例第6条第1項の承認に係る条例第9条第1項に規定する駐車料金について適用し、施行日前の当該承認に係る同項に規定する駐車料金については、なお従前の例による。

(理由)

自転車等の駐車料金等を現状の経常経費を踏まえた適正な額に改定するため、本案を提出する。